

令和3年12月10日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	38-1	受理年月日	3. 12. 3
件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 君嶋ちか子 石田和子		
1 請願の要旨			
(1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。			
①正規教員を大幅に採用し、未配置問題を解消してください。			
②県立高校の教育活動費を、現行の2倍以上にしてください。			
<u>(2) 教育の無償化、保護者負担軽減をすすめてください。</u>			
①教育の無償化前進のため、小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費・給食費や、県立高校の図書費や教育振興費など学校納付金を軽減してください。			
②高校生への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。			
<u>③私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。</u>			
<u>④県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助をおこなってください。</u>			
<u>⑤私立の幼稚園児をもつ家庭への補助制度を新設してください。</u>			
⑥全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。			
(3) 教育条件の整備・改善をすすめてください。			
①感染拡大でもフィジカルディスタンスを確保しつつ授業ができるように県内の公立の小学校・中学校・高等学校の20人以下学級をめざし、少人数学級を実現してください。			
②公立全日制高校の入学定員を希望者数に合わせて増やしてください。			
③一学年9クラス、10クラスの大規模校を8クラス以下の適正規模に戻してください。			
④少人数学級の実現に向けて、学校規模の拡大につながる県立高校の統廃合をやめてください。			
⑤過大規模化の解消のため、県立特別支援学校を増設してください。			
⑥インクルーシブ教育実践推進校の教育条件を改善充実してください。			
⑦県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。			
⑧多忙化解消のため教職員を大幅に増員してください。			
⑨フリースクール等に通う不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。			

2 請願の理由

新型コロナウイルス感染防止のため昨年6月第一・第二週にクラスを半分に分けた分散登校では完全に3密は防げ、子どもたちはのびのび授業を受けることができました。しかし、6月第三週から40人学級で6時間授業がはじまり、再び、3密は復活し、子どもたちも教職員も相変わらず多忙で危険な日々を今年も送っています。

今年の2月15日の衆院予算委員会で菅首相は「小学校に加え、中学校でも少人数学級実現に向け検討する」と言明しています。6月18日の「骨太の方針」でも、「少人数学級を中学校も含め検討する」を盛り込んでいます。文科省も国庫負担1700億円で小中全学年を30人学級にできるとの試算を示しています。30人学級の実現は可能な状況になっています。また、コロナ禍ではすぐに実現させなければなりません。

子どもの7人に一人が貧困に陥っている社会環境の中で、格差を教育に持ち込ませないために、教育費を大幅に増やし、学校の施設・設備、教職員の増員、学費の負担軽減など、請願項目がすみやかに実現されるよう請願します。

請願番号	39	受理年月日	3. 12. 3
件名	教育費の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。	井坂新哉 君嶋ちか子 石田和子		
<p>1 請願趣旨</p> <p>昨年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満世帯まで私立高校生の授業料実質無償化が実現しました。さらに、神奈川県では県独自の学費補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで私立高校生の授業料実質無償化が広がりました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設費などの負担額が年間約27万円残されています。また近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を合わせた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されず現状維持であった神奈川県の制度は見劣りしています。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで授業料平均が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少数のため学費の9割を補助金が賄っています。</p> <p>また、私立学校に通う生徒一人あたりの経常費補助は、昨年度国基準を達成した幼稚園を除けば小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、神奈川県の近年の努力にかかわらず、高校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中で32位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、まだ道半ばです。</p> <p>私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴ある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。</p> <p>以上のことから、次の事項について請願いたします。</p> <p>2 請願事項</p> <p>(1)私立学校への経常費補助を国基準と同等にしてください。</p> <p>(2)私立学校への施設設備助成を行ってください。</p> <p>(3)神奈川県高等学校等生徒学費補助金を拡充してください。</p> <p>(4)県独自の、私立中学校への学費補助制度を創設してください。</p> <p>(5)学級規模の改善を可能にする特別補助制度を創設してください。</p> <p>(6)私立幼稚園への私学助成について</p> <p>①私立幼稚園への経常費補助を増額してください。</p> <p>②私立幼稚園が行う特別支援教育に対する助成を充実させてください。</p> <p>③教職員の勤務条件を改善するための助成を増額してください。</p>			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査 (2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査 (3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査 (4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査 <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせて日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

令和3年12月2日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和2年12月3日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい
ので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第61号

件 名 ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情

陳情番号	61-1	付議年月日	2. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。 2 県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。 3 すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。 4 <u>学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			

陳情番号	70	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	神奈川県立障がい者福祉施設「あり方検討」の継続と関連する「県障がい福祉計画」の拡充について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の要旨			
<p>1 この3月で終了予定の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下、「検討部会」）を発展的に改組して、2003年と2013年に続く第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付けてください。</p> <p>そして、委員を一部の有識者や関係団体代表に限らず、当事者やご家族、現場職員などの意見が幅広く反映される形で、十分な時間をかけて継続するとともに、その結果を現在進められている各施設の指定管理者選定作業に反映させてください。</p> <p>2 「虐待ゼロの実現」や「身体拘束によらない支援」など、施設における支援の一般的な視点だけでなく、2月1日付け「検討部会」報告書骨子（案）にも指摘されているように、県立施設に今後求められる役割と機能面、管理運営面などの視点から、総合的に検討してください。</p> <p>3 上記の2と関連する内容を含んだ県障がい福祉計画（第五期）における「施設から地域へ」という大切な目標を具体化するために、重度障がいがある人たちでも地域で安心して暮らし続けることができるような「神奈川方式の給付」制度を実現し、必要な予算を拡充してください。</p>			
陳情の理由			
<p>「津久井やまゆり園利用者支援検討委員会」（以下、「検討委員会」）を改組した「検討部会」では、昨年7月から精力的な議論が行われています。残念ながら、この陳情を行った時点では報告書がまだ出されていませんが、2月1日付け骨子（案）を読む限りでは、「虐待ゼロの実現」、「身体拘束によらない支援」、「意思決定支援」といった、民間も含めた施設共通の課題は整理されたものの、「県の障がい福祉行政」、「県立施設の役割」などは今後の検討に委ねられています。</p> <p>昨年12月の厚生常任委員会でも、自民党委員の方から、「今年度の論議をふまえ継続して、あり方自体の検討をし直す時期にきている」との要望が出されました。県立障がい者福祉施設のあり方検討は、これまで2003年と2013年に二回行われましたが、すでに10年近くが経過しており、かつ津久井やまゆり園事件を契機に新たな課題が提起されています。</p> <p>しかし、今回の「検討部会」は当初から2021年3月までと制約され、諸課題の全般的検討ができていません。対象も6施設であり、県総合リハビリテーションセンターの3施設は除かれました。したがって、この「検討部会」を発展的に改組して、第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付け、より総合的な検討を進める必要があると私たちは考えています。</p>			
<p>1 新たな検討会議の構成と運営方法について</p> <p>(1) 当事者のニーズやご家族の実情をふまえ、民間施設などの関係諸団体職員や市町村からの</p>			

要望も組み入れるために、一部の有識者や関係諸団体代表だけに限らず、幅広い参加の場をつくり、県民の意見を十分反映できる形にして、必要に応じては課題ごとのワーキンググループも設置してください。

- (2) 将来を見とおして、短期・中期・長期的視点で、時間をかけて検討してください。例えば、千葉県では2013年の袖ヶ浦福祉センター事件の後、2020年まで足掛け8年の検討の場を積み重ね、最終段階では福祉関係諸団体から幅広く24人が参加しています。
- (3) 3月で終了予定の「検討部会」でも、その結論を反映させるという趣旨から、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園だけでなく、三浦しらとり園の再指定やさがみ緑風園の新規指定も、全て2023年4月スタートでそろえられています。したがって、その検討を2021年度以降も継続させる場合には、必要に応じて既存の作業スケジュールを再度見直すことも視野に入れてください。

2 今後の県立施設に求められる役割と機能、管理運営方法の総合的検討について

- (1) 2月1日付け骨子（案）では、「県立施設の支援の停滞」、「利用者目線の支援に転換」できていない、「変化していく時代の波に対応」できていないなどと指摘されており（p24）、それ自体は率直に反省すべきことです。しかし、その原因のひとつとして、過去二回のあり方検討で、県立施設は「民間では受け入れ困難な重度の障がい者」を対象とする入所機能に特化すべきだと結論付けられたことがあります。

- (2) 第二の原因としては、2006年に施行された障害者自立支援法の前進面が活かされていないことです。例えば、日中活動の場と生活の場が区分され、入所施設の内だけで日々の暮らしが完結せずに地域へ広がり、利用者のニーズに合わせたサービスの組み立てができるようになりました。

しかし、県立施設は2003年までに再整備が全て完了しているので、先進的な民間施設と比べて、設備構造面でも運営面からも、この制度的前進を活かすことができていません。最近、津久井やまゆり園から横浜市内の民間施設に移り、生き生きとした自分を取り戻せた事例が、知事の言及もあって話題になりましたが、この前進面も影響しています。暮らしの豊かさが基本的に違うためです。

- (3) 第三の原因としては、入所機能を可能な限り「有期限」、「通過型」にして、地域生活移行を準備し、促進することが出来にくい体制になっていることです。

県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。

これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。

- (4) また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援す

る諸機能を整備し、民間と連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

入所機能に偏った現体制では、例えば中井やまゆり園「かながわエース」の職員が悩んでいるように、強度行動障がいがある人の支援を地域へ直接出向いて積極的に行うこともできません。県立としての強みを活かして、圏域の民間事業者と連携した拠点施設としてのあり方も追求できます。

- ア 十分な空き定数枠により緊急入所を含む地域のニーズに即応する
- イ 地域生活移行準備の場と専任の担当セクションを設置する
- ウ 民間の先進的な支援の実例を集約する研修情報センターを併設する
- エ 国への提言を見通した県単独の制度を試行的に実践する など。

(5) 次に、管理運営面では第一に、指定管理者制度をより適切に運用する方途を検討してください。2月1日付け骨子（案）には、「ある意味でもう県立の役割はないということかもしれない」（p27）といった批判もありますが、前述の役割や機能面とともに、指定管理者制度の運用を改善する可能性、例えば県の責務や指定管理者のガバナンス体制などを具体的に検討すべきだと私たちは考えています。

ア この制度は事業者が定期的に変わる可能性があり、暮らしの場である施設には本質的になじみにくい仕組みをもっています。2019年12月の知事発言以降に共同会との間で起こった一連のあつれきも、あるいは、今年度末の川崎市立特別養護老人ホームで起こった混乱もこれに起因します。仮に事業者が交代するとしても、利用者と職員との信頼関係が壊されないように、担当職員はそのまま次の事業者が雇用できるような基本契約が必要です。

イ 社会福祉法人の財政運営はどこも厳しいため、指定管理料が十分でないに必要な職員配置が困難になり、県立施設としての機能を発揮しにくくなります。また、経費節減の自己努力を求めすぎるのも、マイナスになりかねません。

一般の民間施設よりも職員数が多い津久井やまゆり園で虐待が疑われる事案が起きたことなどから、支援水準と職員配置は連動しないという見方が一部にあります。それは誤った類推であり、常勤職員を基幹とした十分な職員配置は不可欠の条件です。

ウ 県の日常的モニタリングは間接的で形骸化しやすく、津久井やまゆり園事件でもこの弱点が露呈して、凄惨な殺傷事件につながったといえます。指定管理者に不都合な事実がそのまま県に報告されるとは限りません。

現地に出向いてのモニタリング、必要に応じた実地指導など、これを一般法人向けに実施したら過度の介入となるかも知れないことでも、指定管理なら県の責務として当然のことです。

エ 定期的に他の施設（県直営、他法人の指定管理、民間経営）と職員交流し、支援の現場で実地に相互研修を行うことも、外部の目を日常的に施設の中に入れるという意味で有効です。（直営施設の改善にも共通）

(6) 第二として、直営施設の管理運営についても改善できます。民営化の目的とされる「柔軟で、効果的、効率的なサービス」は直営でも可能だからです。

県の財務規則で入所施設特例を設ける、民間のように現場に裁量権を持たせるなどの自己

努力を行えば、直営でも民間施設と同レベルの運営になります。直営では無理だという先入観により、委託するしかないという考え方に県自身が陥っているのです。

逆に、民間のような収支バランス前提の運営ではなく、県民ニーズに即応する新たなサービスを展開できるメリットも直営施設にはあります。現場の意見を十分に聞いた評価をお願いします。

3 県障がい福祉計画（第五期）の「施設から地域へ」という目標の具体化について

(1) この目標を本当に具体化させるには、重度障がいがある人たちでも安心して地域で暮らし続けることができるような仕組みが必要だと、私たちは考えています。

ここで、大切にすべきなのは、現行の第五期計画に関連する諸課題がすでに適切に整理されているということです。例えば、次の通りです。

ア 施設機能については、住まいの場であると共に、地域移行の準備や支援、レスパイトなど地域で暮らす障害者へのサービス提供が必要である。

イ 津久井やまゆり園再生に向けた利用者の意思決定支援、地域生活移行の促進などを「県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」が必要である。

ウ 「重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備、運営の支援、人材養成、助言指導、体験利用の促進」が必要である。

(2) しかし、その具体的な目標設定になると、施設の入所定員数の削減などで今一步踏み込めておらず、現状の困難さを追認しているようです。

障がい者への偏見と差別の多くは、学校や施設という制度によって、子どもの頃から地域の暮らしと分離されている現状に起因しており、津久井やまゆり園事件から学ぶべき教訓のひとつです。入所施設が「住まいの場」として改善されたとしても、施設の存在そのものによって日々の暮らしが分離されている現状を、公立施設と民間施設の共同の取り組みで段階的に変えていく必要があります。他の選択肢では不安だからと、施設へ入所しなくてもよい時代こそが、本当の「共に生きる社会」ではないでしょうか。

神奈川県は障がい福祉計画を地域での暮らしを本筋とする方向へと、現実的にかじを切る必要があります。これは県の政策的課題であり、入所規模の縮小と機能転換を計画的に具体化することです。施設か地域化ではなく、重度重複障がいがあっても、地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくること、施設はそれを支援できるようにして、利用者本人が選べるようにすることです。その意味で、2月1日付け骨子（案）にある「神奈川方式の給付制度」をぜひ実現して、必要な予算を十分に確保してください。

陳情番号	73	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1</p> <p style="text-align: right;">被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 同所 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 同所 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考えます。

陳情番号	80	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の高蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の実策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</u></p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生^の蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県^の施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	89	付議年月日	3. 11. 9
件名	介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとし、その責任を都道府県等に転嫁しています。</p> <p>実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0：1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。 2 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。 ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。 ③ 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。 			

陳情番号	104-1	付議年月日	3. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、全国の動向と同様に、入学を希望する児童生徒数が年々増加し、学校が過大過密化し、教室確保、学習環境、教育活動に支障が生じています。国・文部科学省は、こうした全国的な動向と国民の要求を踏まえ、「特別支援学校の設置基準」策定を進めています。設置基準策定により、必要な学習環境の改善は必須であり、策定・施行の際には速やかな既存校への適用を望みます。</p> <p>「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ（2020年3月）」では、「特別支援学校の整備」を掲げています。私たちはこのコロナ禍で、小規模での学びが学習環境に好影響を与えることを実感しました。その整備の基準には、特別支援学校設置基準による1学級あたりの児童生徒数規模をもとにした教室数を想定することが大切だと思います。神奈川県はすでに、「新たな養護学校再編整備検討協議会（2006年3月）」において、特別支援学校の「適正規模」を示しています。適正な学校規模をめざし、現在の過密化解消に向かう再編整備計画の策定や、当面の増加傾向にある地域への早急な新校設置が求められると考えます。「教室間借りの分教室」や、「他校種の既存校舎の活用」では、グラウンドや体育館・特別教室が十分に使用できないなどの弊害が生まれています。特別支援学校の適正規模化にむけては、「教室間借りの分教室」「他校種の既存校舎の活用」ではなく、新校の設置が不可欠です。</p> <p>児童生徒の学びを保障するためには、教職員の配置は重要です。近年、年度途中の教職員欠員状態は慢性化しており、あらかじめ時期のわかっている産前産後休暇の代替職員さえも、代替者が見つからず配置できていないことが少なくありません。その要因の一つが、免許更新制によるものであり、教職員の資質向上とは切り離し、更新制度の即時廃止を求めます。</p> <p>また、職業として教職員を志望する人の減少の要因としては、教師のブラックな働き方が社会問題となっているからだと考えます。超過勤務実態の改善は教員確保の視点からも急務です。超過勤務改善のための教職員の配置充実を進めることを求めます。</p> <p>2016年に起きた、痛ましい相模原殺傷事件に、私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要だと痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過密化している特別支援学校の適正規模化に向けて、特別支援学校の設置基準について、既存校へ速やかに適用し過密を解消してください。 2 過密化する特別支援学校のある地域に新校建設計画を早期に策定してください。 3 公立学校の教職員の超過勤務の状況を把握しその実態を改善すると共に子どもと関わる時間の確保及び授業準備時間確保のため、教職員配置を充実させてください。 4 公立学校の教員の欠員代替の確保が困難となっている現状の一因となっている「教員免許更新制」について、即時廃止を求めることを国に意見具申してください。 5 <u>放課後デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して新型コロナ感染症予防対策費を措置するとともに、安定した経営（緊急事態発生時や、どのような障害者にも対応できる施設としての経営）が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	28	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	国に対して、公立・公的病院の「再編・統合」の強制を改めることの意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」として対象となる病院名を公表し、神奈川県でも、10病院を公表しました。神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。そうした実情を見ることなく出された唐突な公表に対し、名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県は、10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、「いずれも地域に必要な医療機関との認識」としています。地域的・個別的な事情を考慮することなく、特定のデータ、全国一律の基準によって再編・統合の検討を求める方法を改めるよう、国に対する「意見書」の提出を陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、公立公的病院の4分の1超にあたる全国424病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を公表しました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内10病院が含まれています。</p> <p>厚生労働省の唐突な公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。神奈川県は10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、①県民のいのちを守るために適切な医療を提供していくことが何よりも大切。②現場感覚を踏まえると、いずれも地域に必要な医療機関との認識。③当該医療機関が今後も必要な機能を担うとともに、県民が不安にならないよう、当事者である医療機関をはじめ、まずは地域の医療機関等と話し合いながら、地域全体との望ましい医療のあり方について、しっかり検討していくとし、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめていくとしています。</p> <p>このように、神奈川県が賢明な判断に立って対応されていることを、大いに評価します。今回の公表と要請は、地方自治の自主性と権限をないがしろにする行為だと言わざるを得ません。こうした行為を二度と行わないよう、国に対する意見書の提出を要望します。</p>			

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。</p> <p>2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p> <p>例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでは自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。 部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。</p> <p>また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。</p> <p>既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。 横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。</p> <p>このように個人の選択が尊重されなかったり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。</p> <p>これらのことは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下に平等に反する。</p> <p>このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11
件名	コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナり患者、コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする^{ため}に、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。 ・2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。 「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。 <p>武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自粛警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体はその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。</p> <p>^{なお}尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何人もコロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。 			

陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12
件名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>法務省は「STOP！コロナ差別 ―差別をなくし正しい理解を― キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。</p> <p>今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂たく、陳情致します。</p> <p>学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するという事を実施して頂く様、求めます。</p> <p>国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的な人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。</p>			

陳情番号	98	付議年月日	3. 12. 1
件名	後期高齢者医療保険の窓口負担を2割に引き上げる改正法の実施中止についての意見書を国へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>高齢者のいのち・健康・人権を脅かす、後期高齢者医療保険窓口の負担を2割に引き上げる改正法の実施中止を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>6月4日、参議院本会議において、「75歳以上の医療費窓口負担2割化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案が可決しました。神奈川県内で窓口負担2割化の実施を中止するよう求める12万5千筆の署名を集約し、12人の地元国会議員に紹介議員になっていただき国会に提出しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う法案を可決させたことを非常に残念に思っています。成立した法律には以下に示す極めて深刻な問題点があることが審議の過程で明らかになりました。</p> <p>①2割化の導入による「受診控え」によって給付費を1050億円も削減できるとしているにもかかわらず、政府は受診控え・健康悪化につながることを認めていないこと。</p> <p>②法律に2割負担の対象者が書かれてなく、政令で決めるとしていることから、国会審議なしに基準を変更できること。</p> <p>③政府は、年収200万円以上の世帯の収支差を「年12万円の黒字」と解説したが、サンプル数が123世帯とその根拠が希薄なこと。</p> <p>④昨年12月に出された全世代型社会保障検討会議の方針では、「現役世代の負担上昇を抑える」としているが、本人負担の軽減はわずか月平均30円（2022年度）程度であること。</p> <p>このように国会の審議を通じて、「75歳以上の医療費窓口負担2割化」にする根拠が希薄であり、被害・影響について十分な検証がなされていないということが明白になりました。「2割化」になる対象者は、「課税所得が28万円以上及び年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)」の人で、全国で370万人23%とされていますが、神奈川県広域連合の資料では、県内で34万8千人30%、3割負担の人を含めると実に41%にのぼります。神奈川民医連が行った後期高齢者の調査では、窓口負担が1割負担から2割負担になったら「通院回数を減らす」、「受診科の数を減らす」、「薬の飲み方を自分で調整する」など、約3割の方が何らかの受診抑制を考えています。</p> <p>「2割化」の実施は、来年10月以降とされており、以上のように影響・被害が甚大と見られることから、国へ向けて改正法の実施をしないよう意見書の提出を求め陳情します。</p>			

陳情番号	102	付議年月日	3. 12. 3
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークに関する県と藤沢市の連携促進についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>一般社団法人レスキュードアニマルネットワークは、令和3年9月7日、動物虐待による動物愛護法違反の容疑で藤沢北警察署の家宅捜索を受け、現在も捜査が進行中です。然るに、同団体は未だに以前と同様の活動を継続しており、被疑事実となった不適切な飼養等を行っていないか、今後も継続的に確認をする必要があると考えます。つきましては、同団体の活動拠点のある藤沢市と動物取扱業上の監督行政庁である県の連携強化を図っていただきたく、陳情いたします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 同団体の所在地である藤沢市は神奈川県からの確な情報が入らないため、本件の詳細を把握していなかった。</p> <p>(2) 同団体は、本来の事業目的である保護犬猫の譲渡活動を積極的に行わずに多数の犬猫を管理下に置き、資金難と人員不足を理由に動物愛護法に則った適切な飼養管理及び医療行為を施さないまま多頭飼育崩壊を来した。家宅捜査時に警察が押収した約100頭の犬猫は、現在、他の保護団体に保管されているものの、捜査終了後には返還されるため早晚多頭飼育崩壊が惨状を極めることは明白であり、定期的な監督と指導は必要不可欠である。そのためにも、藤沢市に対し県から適宜情報提供できる体制を整えていただきたい。</p>			

陳情番号	103	付議年月日	3. 12. 3
件名	動物愛護法違反者への所有権の剥奪についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている某動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在捜査中にあります。</p> <p>警察の捜査が終了すると、起訴・不起訴に関わらず、その所有権により当該団体へ犬猫を返還するように命じられることは免れません。</p> <p>有権者として、直ちに、動物愛護法違反者における動物の所有権剥奪について項目を追加する、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の改正を強く求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 神奈川県警、藤沢北警察署は告発を受理しています。警察が虐待を認めています。また、当該団体施設については、保健所・動物愛護センターへも虐待や衛生管理の問題等通報が入っており、行政職員による当該団体施設への視察も実施され、改善指導も行っています。その事実を持ってしても所有権により返還となる場合、神奈川県警及び神奈川県が、動物虐待に加担していると言っても過言ではありません。</p> <p>(2) 当該団体に限らず全国的に多頭飼育崩壊や暴力による虐待、飼養管理能力を超え閉じ込め飼育されているケース、不衛生な環境でのネグレクト等も目に余り、神奈川県では昨年にも海老名市で144頭もの猫の多頭飼育崩壊事件が発生しており、所有者は書類送検となりましたが、やはり所有権の問題で対応に困難をきたす事になりました。当該団体においては、「体罰の必要性を叫ぶ！」等、公然と愛護法違反宣言・虐待を加速させ正当化するような宣言をしています。これほどに執^{たち}ような虐待行為を行う施設へ犬猫達を返還することは、動物愛護法違反そのものである事は否めません。</p> <p>(3) 過去から現在に至るまで当該団体をはじめとする全国の動物虐待事案では、所有権の問題から動物たちを返還せざるを得ず、その結果度重なる虐待や管理不適切な飼育を繰り返す結果が多く見られる事から、要となる所有権の剥奪について、全国に先駆け神奈川県が本気で向き合って頂きたいと切に願います。</p>			

兩局共管陳情

陳情番号	72	付議年月日	3 . 5 . 26
件名	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>日頃より国民のいのちと健康を守るためご尽力いただいていることに感謝と敬意を表します。コロナ禍から1年以上が経過し、全ての国民が社会保障・経済・暮らし等が崩壊することのないよう感染拡大防止に努めています。そのような中、国内でも新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施が医療従事者等から優先的に開始され、今後は一般の方々へと進んでいきます。一層広範囲に及ぶ地域住民の方々への接種率を高めるためには、公平且つ円滑な対応ができる体制づくりが自治体等で求められるとともに、接種者自身が安心して受けることができる休業補償や副作用に係る補償を十分に整える等の双方が必要不可欠です。</p> <p>先日3月25日付に日本医療労働組合連合会は、医療・介護労働者の実態調査を基にした「第7次新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要請書」を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出し、その内容のひとつとして、ワクチン接種の副反応により休業や退職を余儀なくされた場合には休業補償や生活保障を行うことと記載されています。</p> <p>現在、先行して医療従事者等へのワクチン接種が進んでいますが、接種が原因で体調不良（めまい・発熱・だるさ等の深刻性は軽度だが休業が必要と判断した症状）を引き起こしている方も出てきています。一方で副作用についての休業補償は不十分であり、年次有給休暇の活用や欠勤扱い等で休業せざるを得ない実態があります。</p> <p>これから一般の方々へのワクチン接種を進めるにあたり休業に対する補償等が乏しいことから、ワクチン接種の拒否や生活面を考慮する際に受けたくても受けられない方々（時間給労働者等）が一定数存在し、その結果としてコロナ感染者を出さない取り組みにブレーキが掛かることを懸念しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>コロナ禍を一日でも早く脱却し、誰もが安心して暮らせる社会を取り戻すために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチンを接種した副反応発生者に対し、予防接種健康被害救済制度に基づく救済制度を一層充実させるとともに、休業や退職を余儀なくされた場合には、上記救済制度による救済に加えて、休業補償や生活保障を行うこと</p> <p>(2) ワクチン接種に係る十分な医療体制の整備とともに、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に財政支援等を更に行うこと</p>			

陳情番号	88	付議年月日	3 . 1 1 . 9
件名	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制のぜい弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。</p> <p>このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。</p> <p>75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。</p> <p>コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。</p> <p>逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。</p> <p>私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。 ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。 			

陳情番号	90	付議年月日	3 . 1 1 . 9
件名	精神保健福祉の改善に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。</p> <p>しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。</p> <p>日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革をはかることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条にもとづいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引上げる。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。 2 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。 3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。 4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。 			

陳情番号	105	付議年月日	3 . 1 2 . 3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアサポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。 ○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。 ○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。 <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。 ○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。 <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。 			